

平成27年度 山梨県森林審議会（第2回） 会議録

1 日時：平成27年11月20日（金）午前10時00分～午後12時00分

2 場所：恩賜林記念館2F 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委員）天野 公夫、風間 ふたば、齊藤 敬文、清水 みどり、下澤 直幸、神宮寺 守、杉本 光男、辻 一幸、宮澤 恭子、三好 規正、若尾 直子、若林 一明
以上12名

（事務局）江里口林務長、保坂森林環境部次長、小島森林環境部技監、若林森林環境総務課長、平塚みどり自然課長、島田森林整備課長、桐林林業振興課長、金子県有林課長、橘田治山林道課長、中山中北林務環境事務所長、関岡峡東林務環境事務所長、田邊峡南林務環境事務所長、大芝富士・東部林務環境事務所長、小林森林総合研究所長、森林環境部部付主幹（1名）、森林環境総務課課長補佐、森林整備課課長補佐、林業振興課課長補佐、県有林課課長補佐、治山林道課課長補佐、森林環境総務課企画担当（1名）、森林整備課森林計画担当（3名）、県有林課県有林計画担当（1名）

4 会議次第

（1）開会

（2）林務長あいさつ

（3）会長あいさつ

（4）議事

（5）閉会

5 議事に付した案件

- ・「やまなし森林・林業振興ビジョン（仮称）（素案）」について
- ・「第3次県有林管理計画」の策定について

報告事項

- ・「やまなし森林・林業再生ビジョン」の進行管理について

6 議事の概要

司会：

定刻となりました。委員の皆様には、大変お忙しいところ、森林審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は司会進行を務めます森林整備課の倉本です。よろしくお願い致します。

それでは、ただ今から山梨県森林審議会を開催します。

本日の森林審議会の成立についてであります。 「山梨県森林審議会運営規則」第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当審議会の委員数は14名で、本日は、12名のご出席をいただいておりますので、審議会は成立していることをご報告致します。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、議事録につきましては、後日、県庁ホームページより閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定してございます。

次に、本日の資料の確認をお願い致します。お手元の配付資料一覧にありますとおり、本日の「次第」、「委員名簿」、「座席表」、「【資料1】本県の森林・林業、木材産業の今世紀後半の姿及び10年後の数値目標」、「【資料2】新たな「ビジョン」の策定に伴う森林審議会の主な意見・提案一覧」、「【資料3】やまなし森林・林業振興ビジョン(仮称)(素案)の概要」、「【資料4】やまなし森林・林業振興ビジョン(仮称)(素案)」、「【資料5】やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について」、「【資料6】「第3次県有林管理計画」の策定について」、以上となりますが、資料が不足している場合は事務局にお申し出ください。

では、次第に従いまして、江里口林務長よりあいさつを申し上げます。

林務長：

(あいさつ)

司会：

ありがとうございました。次に会長のあいさつをいただきます。社会長よろしくお願い致します。

会長：

(あいさつ)

司会：

ありがとうございました。次に議長の選出であります。 「山梨県森林審議会運営規則」第3条により、議長は会長があたることとなっておりますので、社会長にお願い致します。社会長、議長席にお移りください。

議長：

それでは暫時、議長を務めさせていただきます。みなさん、活発な御意見と会がスムーズに進

行しますよう、お願いを申し上げまして、議長を務めさせていただきます。まず、議事に移ります前に「山梨県森林審議会運営規則」第7条により、本日の議事録署名委員を指名することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

委員：

（議長一任）

議長：

議長一任でよろしいでしょうか。それでは私から、署名委員の指名をさせていただきます。署名委員には、三好委員と神宮寺委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。「やまなし森林・林業振興ビジョンの素案について」、及び報告事項の「やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について」を関連がありますので一括して議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局（森林環境総務課 副主幹）：

森林環境総務課の です。それでは説明致します。

【資料1】本県の森林・林業、木材産業の今世紀後半の姿及び10年後の数値目標、【資料2】新たな「ビジョン」の策定に伴う森林審議会の主な意見・提案一覧、【資料3】やまなし森林・林業振興ビジョン（仮称）（素案）の概要、【資料4】やまなし森林・林業振興ビジョン（仮称）（素案）【資料5】やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について、により説明）

議長：

只今、事務局からの説明が終わりました。今日までの取組、あるいは修正した目標を踏まえて報告していただいたところではありますが、質疑に入りたいと思います。みなさんの質問や御意見がございましたら、伺いたいと思います。

委員：

「水」に関する記述について、昨日、森林環境部が主催する「やまなし「水」ブランド戦略アドバイザー会議」に出席したところ、長野県の方が「水が豊か」というイメージがあって、山梨県は今ひとつ、という話が出ていました。今後全庁的に取り組むと聞いているので、その担当部局である森林環境部の「やまなし森林・林業振興ビジョン」にも、もう少し「水」についての記述を書いて欲しいと思います。

例えば、【資料4】P18 印の上から3行目「この森林は、良質な水を蓄え、洪水や土砂災害から県土を保全し」と書いているのですが、さらっと言うだけでなく、もう少し加えて欲しいと思います。例えば甲府盆地の場合は、地下水の水源は、多くが釜無川の水です。遠く離れた場所であっても釜無川の伏流水が届いていて、工業団地等の水も釜無川の水を使っているということで、釜無川の貢献が大きいと思います。では釜無川の水がどこの水かというと、それは上流の山地が蓄えた水です。熊本県の地下水の豊富な所が、どこが水源なのか、上流の阿蘇山かと思っていたのが、実は麓の田んぼということがわかり、それではみんなで田んぼの水を涵養しようとい

う話になったのですが、山梨の場合は、本当に「山」だと思います。降水量は盆地に比べて山の方が当然たくさんありますから、山梨の地下水が豊富であるということは、上に山があって、森林がきちんと整備されているからこそ、豊かな水資源を私達は使うことができますと思いますので、ぜひ水についての記載を、もう少し力強く入れて欲しいと思います。ただ、それを数値目標等にすることがたいへん難しいことはよくわかっていますので、例えば【資料4】P22『場』というところで、「豊かな森林を活用した多様な交流・機会の創出…」ということだけではなく、「豊かな森林とその機能」というように、あるいは森林だけではなく、山に入ると湧き水があったり、小さな小川が流れていたり、そういうものをセットで楽しむために山に行くと思いますので、山を守るということは、森林資源で儲けるということだけでなく、下流に対しても責任があって、そういう役割を森林は担っているということをぜひ書いて欲しいと思います。

議長：

今の 委員の意見に対して、事務局。

事務局：

本日お配りした【資料1】将来像の一番上にも写真を掲載しましたが、その中の「水に憩う人々」の周辺にはすぐ森林があるということで、水と森林というものは、切っても切れない関係にあると思います。その点について、水ビジョンと共に、力強い意見を素案の方に反映させて、記載方法を検討していきます。

議長：よろしいですか。次に他にいかがでしょうか。

委員：

委員の指摘に、私も全く同感です。確かに水についてのことが少し足りないと思いました。良い水というのは、良い森があって初めて生まれるもので、逆に言うと、記載をする時に、森林が荒廃すると水に対してどういった影響があるのか、という視点を少し入れても良いと思います。例えば間伐をしないことによって、日の光が届かなくなる、そうなると下草が育たないから、ゆっくりと水が流出するところが、一気に流出してしまうとか、あるいは生物多様性について非常に貧弱になってしまうなど、いろいろ問題点があると思います。うまく管理できないことによって、こういう問題点が発生するから、こうしなければならぬ、という切り口で説明をするとわかり易くなると思います。【資料4】P18の 委員の指摘したところも、そういう視点を入れるとより深い記述になると思います。

事務局：

山梨県の場合、森林が身近すぎて、県民の方々は森林のありがたみや、公益的機能などについて、大雨が降って災害が起きることによって初めて気づくということもありますので、目指す将来像の部分に公益的機能の維持が大切なこと、荒廃するとこういうことが危惧されるということを記載します。

議長：今の事務局の回答でよろしいでしょうか。他にいかがですか。

委員：

委員と委員の意見に加える形になりますが、【資料3】、【資料1】もそうですが、図式化した俯瞰図があります。ここに「森林の役割」というものを、最初の項目かどこかにはっきり記載してはどうかと思います。森林の役割は、「木」という素材だけを扱うものではなくて、水を貯めるとか、土を守るとか、いろいろな働きがあると思いますので、こういった見易い俯瞰図を使う時に、「森林」というものをどう捉えているのかということを確認する意味でも、「森林の役割」を入れておくと良いと思います。

事務局：

委員からいただいた意見については、【資料4】P18中程に記載がありますように、森林の持つ機能として、水を蓄える機能や、生物多様性の保全、地球温暖化を防止する機能、さらにはレクリエーション機能や保健休養機能、文化的な機能などがありますが、その役割を言葉だけでなく目に訴えるようなイメージ図を入れることとします。

議長：委員、よろしいでしょうか。

委員：

数値目標に関してですが、【資料3】の右側の「エネルギー」というところに、ペレットストーブの導入台数という数値目標があります。平成26年度の488台を1000台にする目標設定がされていますが、対象はどういうところなのか、ということが1点。同じく数値目標で、「場」の数値目標の観光客数について、平成26年度の数と目標数が少なすぎると思うのですが、この観光客数をこの数値に設定した根拠があれば教えてください。

事務局：

ペレットストーブに関しては、主に家庭用ですが、企業・事業体等すべて含め、年間50台の導入を目指すということで考えています。幅広くいろいろな方々にその良さを知ってもらいながら導入していただきたいと考えています。

観光客数については、幅広く森林空間を利用したレクリエーション活動をされる方々を想定し、このような目標数値としたところです。一気に増えるということは難しいと考えており、まずは現実的なところから少しずつ対応していこうということです。

委員：

少々弱腰かと思います。なぜかと言うと、今日の新聞にもありましたが、山梨県はイメージ戦略がとても弱い。富士山、ぶどう、ワイン、ジュエリーなど、様々な資源をたくさん持っていて、しかも東京に近いのですから、もう少し目標数を大きくした方が、本気度が増すと思います。10年の目標なので、桁1個違って良いと思います。今までの数字を基にして考えたのでは大きな伸びは期待できないと思います。新たな視点、例えば富士山が世界遺産になったとか、

甲州ワインが今までよりも格段にレベルがアップして人気度が増したとか、いろいろなプラス素材があると思いますので、10年後の目標数をもう少し増やして欲しいと期待致します。

議長：

委員の意見を前向きに捉えながら、もう少し検討して、強調すべきところは強調しながら努力していくということが大事だと思います。事務局はその件についていかがですか。

事務局：

施策の展開方向の、「場」の利用として多様な主体と連携しながら、ということで考えていますが、環境教育と連携した取組等、いろいろな連携の仕方もあるかと思しますので、検討できるようであれば、生かしていきたいと考えております。

委員：

「検討できるようであれば」ではなくて、ぜひ検討していただきたい。委員の意見はとても良いと思うのですが、先ほど林務長も言っていたように、富士山も他の部局と連携してどんどん施策を進めろと言うのであれば、どんどん積極的に他のところと連携して大きな目標を立てるのだという姿勢を見せて欲しいと思います。

議長：

事務局、いいですか。

事務局：

この数値については県の総合計画でも重要視している数値ですので、今伺った意見や森林の利用についての幅広い要素を踏まえ、この目標数値を上げるように検討します。

議長：

次の方どうぞ、委員。

委員：

私は一般市民の立場としてお話します。今の委員の話にもありましたが、私も森の空間を利用し、精神のストレスを緩和するプログラムを作って、みなさんに森へ来てもらう活動しており、来年からは健康増進に関する森の空間利用を進めたいと考えています。具体的には来月12月から、従業員50人以上の企業にはストレスチェックが義務化されるので、産業医や商工会とともに、多くの方々に森に来てもらい、ストレスを解消できるようなプログラムを進めたいと考えています。全国60箇所に森林セラピー基地やセラピーロードというものがあり、山梨県にも2箇所ありますが、長野県の基地9箇所からも、いろいろな形で山梨県の活動が素晴らしいということで見学に來たり、いろいろな方達から研修をしてほしいと言われたりするような活動をしています。このような状況ですので、今の数値目標の幅が広がれば、私達もさらに頑張れると思います。

議長：

今、委員が取り組んでいる森林セラピーみたいな内容については、このビジョンの中でどこかに位置づけていますか。

委員：

「場」の「森林資源の新たな活用」というところにあります。ただ、みなさんに「森林セラピー」とは何ですか、と聞かれても答えられる方はほとんどいないので、私どもの周知というか、PRもまだまだこれからだと思います。

議長：

次の方、どうぞ。委員。

委員：

【資料3】にありますように、「材」の場面では、森林組合は事業体という位置付けになりますが、事業体というものは、「経営」というものに一番の根幹を置くべきだと思います。知事の提唱する「ダイナミックやまなし」というのは、山梨県をどう経営していくのかという、経営感覚を持った各主体がダイナミックな行動を起こせということだと解釈しています。【資料4】P36の(3)には「森林組合等の林業事業体」が「地域の森林整備や林業振興の担い手として期待されて」とあり、その次には「地域の林業の先導役として積極的な」と謳ってありますが、経営感覚を持った経営体になろうと自己改革中ですので、山梨県全体を経営していくという知事の思いと、各役割とがうまくシンクロナイズするような文面ができると良いと思います。

議長：

いかがですか。

事務局：

今の意見ですが、【資料4】P37の上段の「ビジョンの実現に向けて」のそれぞれの役割についてだと思いますが、「地域の林業の先導役として積極的な事業展開を図る必要があります。」と記載しているところです。今、森林組合でも先進的な取組をしたり、との連携等もして、経営的な観点をもって取り組んでいるということもありますので、検討したいと思います。

議長：

力強く位置づけておくということが必要だと思います。他にいかがでしょうか。委員。

委員：

【資料4】P17に「特用林産物」とありますが、これは、生しいたけとか、たけのこ、くり以外にも木炭等と関係があると思いますが、この定義はどこに書いてあるか、教えて下さい。

事務局：

【資料４】P 17には、主な特用林産物を記載しています。くり、しいたけ等のきのこ、たけのこ、わさび、炭等すべて特用林産物になります。ご指摘のP 17には、主要なものを掲載しており、これで全てということではありません。

議長：

特用林産物の将来の見通しはどこにありますか。

事務局：

将来の見通しについては、P 33に記載があります。P 17に記載があるように、特用林産物の生産は、たいへん厳しい状況ですので、これからの県の施策として、この特用林産物を地域資源と捉え、新たな品種に取り組んだり、生産体制を強化したり、新たな加工品の開発を考えるなど、特用林産物の生産を向上させ、少しでも森林所有者の方々等の副次的な収入に繋げていこうと考えています。

議長：

よろしいですか。他の方、いかがですか。

委員：

今の委員の意見に関連して、森林に係わる「特用県産物」というようなもので、幅広く県外・海外に発信したいものを、この中に具体的にに入れても良いのではないかと思います。例えば【資料１】の中には「山梨ブランドの商品開発」として、ハナビラタケとか、たけのこが写真入りで載っていますが、これはとてもインパクトがあると思います。これと同じように、きのこやたけのこ、新たな6次産業的なもの等、見た目のインパクトを含めて山梨ブランドの森林関連商品を開発して、「おいしい」とか、「健康にいい」とか、そういったイメージ作りをして、期待感を持たせる表現方法をこの中に取り入れてほしいと思います。

議長：

先ほどからの話ですが、事務局いかがですか。

事務局：

【資料１】にイメージとしてハナビラタケやその料理レシピを載せましたが、クロアワビタケやヤナギマツタケといった、あまり耳慣れない変わり種の品種も取り入れて、山梨らしさを実感していただけるような展開も新たに取り組んでいきたいと思っています。素案の記載方法につきましても委員がお話されたような、インパクトのある書きぶり等を検討していきます。

議長：

委員、いかがですか。

委員：

私が携わってきた緑の少年隊、学校林活動、森林文化の森の活動などがあまり書かれていないので、これからどうなっていくのかということが気になります。これはビジョンということですから、詳細なことはそれぞれのセクションで検討し、活性化するような手立てを考えて欲しいと思います。私もぜひ携わることができればと思っています。一番大事なことは、委員が前回言ったことですが、民有林を含めて山梨の森が本当に元気になるようにするにはどうしたら良いのか、ということはこのビジョンで出さなかったら何の意味も無い。先ほど水の話もありましたが、これはとても大事なことです。それも含めて、骨太な、これぞというビジョンを出してもらいたい。その中で大事なことが2点あるのですが、1つは、繰り返しになりますが、やはり森が元気になるようにするためにはどうしたら良いのか、ということ。もう1つ大事なことは、これは前回私が言いましたが、林業に携わる人が、喜びを感じて従事できるような環境を県でいかに作るかということだと思います。林業に携わる人が元気でないと周辺の事業は成立しないと思います。林業に携わる人が喜びを感じて、「よし、やろう」という気分になれるようなビジョンをぜひ作ってもらいたいというのが、素人の私からの感想であり、意見であり、エールです。

議長：

よろしいですか。

事務局：

1点目については、素案の【資料4】P32「場」のところに、「(4) 県民や企業等の参加による森づくり活動の推進」ということで、「森林ボランティア団体が行う森林整備等の活動を支援し、県民参加の森づくりを推進します。」ということに記載しています。決して森林文化の森等の活動について、新たなビジョンで軽視しているわけではなく、県民総力を挙げて、この山梨の森林を将来に継承していこうという考えですので、御了承ください。2点目の「森が元気になるためには」ということについては、森林環境税を利用し、民有林において元気がなくなってきた森林を活性化させていくような手立てを、新たなビジョンでも打ち出しています。3点目の「林業に携わる人が喜びを感じるような」ということについては、ビジョンの中に、林業事業体の経営基盤の強化や、労働環境の改善による所得の向上等を記載したところです。林業に携わる人が喜びを感じ、安心して就業していただくためには、就業環境の整備とともに安定的な収入を就業者の方々が得られるような環境が必要ですので、素案の【資料4】P27に、経営基盤の強化と所得の向上ということに記載しました。これに基づいて、林業に携わる人が喜びを感じて安心して働けるような就業環境を作るための、具体的な施策の展開を図っていきます。

議長：

他にいかがですか。委員。

委員：

【資料4】P34の「3 健全な森林づくり」の(1)に野生鳥獣害のことがありますが、「管理計画に基づく適正な捕獲」で個体数調整する、ということですが、具体的に管理計画とはどの

ようなものなのか。それと野生鳥獣害というものはいろいろあると思いますが、特にシカの食害は、全国的に非常に問題であると言われているようです。シカには胃が4つあって、木の皮でも何でも食い荒らしてしまい、イノシシよりも害をもたらすと言われているようですが、実際シカの食害というのは山梨県内ではどのような状況になっていて、それに対する対策は具体的にどうなっているのか、その辺の現状と管理計画とはどういうものなのかということ具体的に教えてもらいたい。

みどり自然課長：

みどり自然課長です。管理計画については、鳥獣保護管理法に基づき、第二種特定鳥獣管理計画というものがあります。この管理計画は多く増えすぎた動物について、生息数を減らす、あるいは生息地を狭めるという内容の計画で、本県においては、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの3つの獣種について、管理計画を定めています。先ほどお話がありましたニホンジカの状況については、この管理計画に基づき、いわゆる管理捕獲ということで狩猟期以外にも、標高1,000m以上の鳥獣保護区では県が、標高1,000m未満の、いわゆる里山地域については市町村が主体となって、年間の目標頭数を決める中で、積極的に管理捕獲を進めているところです。現在、目標頭数は、県と市町村の管理捕獲と狩猟を全部合わせて年間14,000頭としています。

事務局：

被害については【資料4】P10に記載してあります。

委員：

みどり自然課長の話でよくわかったのですが、管理計画というものについて、定義を詳しく書いた方がわかりやすいと思います。第二種特定鳥獣管理計画の定義を少し入れて、具体的にこういうものだとする方がイメージが湧きやすく、またある程度数字も必要かと思います。

事務局：

管理計画の名称等も含め、具体的に記載します。

議長：

では、次の方、委員。

委員：

シカの話が出ましたが、特用林産物の中に食用のシカの燻製等が入るのでしょうか。もう1つ、木材チップですが、【資料4】P16に、今、チップの需要が増えているとなっていますが、どういった活用が具体的にされているのか。ボイラーとか書いてあるのですが、これ以外に何かあるのでしょうか。私どももチップを道に敷いたり森の中に敷いたりして森林を明るくしたりとか、お客様に来てもらえるような環境づくりで撒いたりしていますが、それ以外にどのようなものがあるのか興味があります。【資料4】P16の表ですが、木材チップの生産量は増えているのににもかかわらず、工場数は少なくなっていますが、これは大丈夫なのでしょうか。

事務局：

まずシカについては、有害鳥獣の利用で「ジビエ」と言われるものですが、特用林産物には含まれないのではないかと思います。ただ、県内でも加工施設等を作り、有害鳥獣として捕獲するだけではなく、食肉として有効に活用していこうという話もありますし、国の林業に関する6次産業化という話の中でも、ジビエを有効に活用していこうという動きがあります。

チップについては、エネルギー利用や、製紙用等に使う量が大きいと思います。指摘のあった【資料4】P16については、生産量が増えているのに、工場数が少なくなっているということですが、需要の拡大に伴って稼働率が上がったということもあるかと思います。

議長：

よろしいですか。他に、委員。

委員：

私は「 」というNPOで活動しています。そういう地域の狭い中で、いろいろ活動した上での意見をお話しします。

まず、先ほど委員も言いましたように、「経営」ということです。南巨摩の方の小規模森林所有者に「経営」という意識はほとんどありません。山があつたらあつたでそのまま、手が入っていません。素案にも森林の整備が進んでいないというようなことが書いてありますが、ずっと進んでいません。森林組合が整備しているところとか県有林は計画的に林業経営がなされていると思いますが、他のところは全く進んでいません。今、森林・山村多面的機能発揮対策交付金という国からの事業や地方創生の補助金をいただいて、退職者を集めて、たけのこ生産者のための竹林整備に取り組んでいる訳ですが、そういう中で、私達が新聞等で折り込みチラシを配布して「どうですか」と言えば、「やってください」という話にはなりますが、自らやろうという森林所有者はいません。「役割」ということで【資料4】P36にある訳ですが、森林所有者は「森林が様々な公益的機能を発揮していることを認識することが大切です。」とか、「積極的に協力することが求められます。」というのは、確かにそうです。ではそういうことをやっていこうという、例えば宣伝とか意識向上を図るような文章が回ってきたことは、今年一回だけ、「森林環境税で森林整備したので見てください」というのはありましたが、森林組合や県の広報というものはまず見たことがない。森林所有者が「認識することが大切です」と書いてありますが、大切なところを認識させるような広報活動を、「大切です」ではなくて、「やってください」という広報活動をぜひここに入れてもらいたい。

それから民有林ですが、本当に森林整備が進んでいません。国道52号線を下って、中部横断道の開設工事をしているところを見たことがあるかと思いますが、そのトンネルの抗口にある人工林は光が入らない、針のようなスギ・ヒノキがいっぱいです。私は3年後に、中部横断道が開通する時に、大雨が降ったり強風が吹いたりすれば、トンネルの抗口の上が崩れてしまうのではないかとたいへん心配しています。そういう中でビジョンですから、これを進めていくというのは良いですが、ぜひ実行の段階において、泥臭い事業を作ってもらいたい。

前回、本当に木質バイオマスは出せるのかという意見がありましたが、私に取り組んでいる活

動の中では、林地残材を出してバイオマスとして使うなんて、逆算したらとても出来ません。その辺はどのように考えているのか。県は林業機械を持っている人を対象にしているのでしょうか、南巨摩の小規模林地から林地残材を出すことは基本的にできないと私は思っています。そういうところも、もう少し泥臭くやっていただきたい。林地残材の搬出というのは、まず無理だと思っています。

それから竹を伐って燃料にするというものがありますが、そういうものを出すところは、里山しかなくて、それを継続して出せるところは山梨県にはちょっとないのではないかと思います。森林県ですけど林業県ではないと私は考えていますから、大きな雇用というのがどのくらい見込めるのかわかりませんが、一番最盛期の労働人口は、林業に関する人を見れば、昭和40年頃で4千人程度です。その辺を基準にして逆算して、賃金等を計算すれば、何人雇えるのかわかるかだと思います。ビジョンはビジョンで良いですから、やるときには、ぜひ泥臭い県で行う事業を考えて欲しいと思います。

議長：

要望事項でよろしいですか。他にいかがでしょう。

委員：

今の委員の意見にも少し関わるかもしれませんが、【資料4】P24からの施策の目指すべき方向ということで、たくさんの項目が書かれています。この項目の語尾を見ますと「進めます」「目指します」「行います」「図ります」「努めます」といった、いろいろな語尾で結ばれています。全部を同じ優先順位でやるのは無理だと思いますので、目指すべき方向の中での優先順位がわかるような結びの言葉になるとわかりやすいと思います。「行います」と結ばれたところは「行うのだ」と私は素人なりに思うのですが、「努めます」とか「目指します」と、「努めるだけなのだ、目指すだけなのだ」という形で、着地点が不明確に感じられます。もしこのビジョンの中で優先順位を付けるのであれば、それがわかるような書きぶりを期待したいのですが、それは可能でしょうか。

事務局：

今回のビジョンの体裁は、このようなことを総合的に実施していこうということで、森林の多面的な活用という中で、「材・エネルギー・場」の3つのキーワードにまとめて記載しております。語尾について記載がまちまちということはあるのですが、すべて不可欠だと考えてこのような項目を立てたものですので、いろいろな情勢で実際の施策展開は、困難なものもあるかもしれませんが、すべてに渡って施策展開をしていきたいと思っておりますし、どれか一つ欠けても達成できないと考えております。

委員：

行政の苦勞もとてもよくわかりますので、「絶対行います」と書いて下さいとは言いません。しかし、「努めます」や「支援します」という言葉は耳にはとても易しくていいのですが、「努めたが、できなかった」という結果に終わることがよくあります。先ほど委員が言いましたが、

森林はたくさんあるが林業はぜんぜんダメ、という結果ならないよう、そういった支援に努めていただきたい、ということで一言だけ言わせてもらいました。

議長：

よろしいですね。

委員：

ビジョンというと、国語的な話なのか、国語から数学まで含めた話であるかでだいぶ違ってくる。国語的な話だと、言葉ですからビジョンで良いのですが、結構数字が入っていますから、実現可能かどうかを議論しているのです。ビジョンというのは個人的に考えれば、空論ではなくて、志というか、「こうしたい」という意思が入っているものがビジョンです。要するに、林業を発展させる、必ず実現する、というような志が必要なのがビジョンではないかと思っています。実現の可能性を考えないと、単なる空論で終わる訳で、たぶんここに数値目標を入れたということは、数学・数字を考えていると思います。よく考えられていると思うのですが、例えば、林内の路網密度を見ると平成26年度は13.1m/haで10年後には13.9m/haです。どのくらい増えているのかよくわかりませんが、その程度でビジョン・目標が達成できるのかよくわかりません。平成26年度の密度と10年後の密度が同じです。その差は大きいのかもかもしれませんが、さらにその右を見ると、新しく林業に就く人は54人から、10年後もまた54人です。林業を発展させる上で、その働き手は確保しなくても良いのでしょうか。数字を考えないで、国語的な話だと、森林をどうしましょうとか、何とかしましょうとか美しい話が多いのですが、数字を考えると結構難しくなってきた、必ずお金が付きまとう。山梨県の林業を発展させるためには、どこかで資金を調達しなければならない。林業が発展しなければ森林の整備はきちんとできないと、個人的にはそう思っています。しかし、委員の方から話があったように、非常に現実には難しい、県有林はともかく、民有林はかなり難しい。だから、森林所有者が感心を持っていない。要するにビジョンというのは、山梨の森を良くしようというためのビジョン。その実現のためには戦略とか、計画とか、その先の予算とかを考えなければならない。われわれ委員としては、山梨の森林を良くしようと思っているのですが、こういった現実の話を知ると、ビジョンは実現不可能なのかとったりします。

議長：

事務局、先ほどの路網密度の話と、雇用者数が同じ数字ということについて、説明してください。

事務局：

路網密度については、全く同じということではなく、現状が13.1m/ha、10年後には13.9m/haで、この数字だけで見ますと変わっていないように見えますが、先ほど素案の中で説明したとおり、距離で見ますと10年間で林道と森林作業道を合わせて283km開設するという事です。この路網密度の単位がm/ha、ヘクタールの方が大きいので数字として見えにくいのかと思います。

雇用者数については、ご指摘のありました、年間54人で同じということではありますが、今回新たなビジョンでは、木材生産を拡大するという目標を掲げているところで、木材生産拡大に伴う林業従事者の増加を推計致しました。それと、今後10年で退職される方、定年で離職される方々を推計した上で算定をしたもので、変わっていないのではないかとのお指摘ですが、総合的に勘案した中で10年間の集計を出した結果ですので、御了承ください。

議長：

よろしいでしょうか。意見も出尽くしているようですが、最後に 委員。

委員：

ただいまの 委員のお話の中にビジョンということについてのお話が出たのですが、ビジョンとは何か、はっきり指し示すものがないと、現場では混乱が起きてしまいます。その意味ではこうしたビジョン策定というのは、非常に良い訳ですが、定義的なもの、概念的なものをうまく解釈して、ビジョンとはこういうものだ、構想はこういうものだ、という理解がないまま突き進んでいきますと、まさしく混乱が起きます。今、森林組合では市場のマーケットというか、グローバル市場経済との競争に立ち向かえるような、改革の意思決定をしている最中ですので、よろしくお願い致します。

議長：

それでは、時間もだいぶ経過し、いろいろと御意見、ビジョン作りについて広範囲にわたって御意見が出てきたところです。貴重な意見ばかりで、まさにその通りであると思うところです。いずれにしても大きな目標をこのビジョンで掲げながら、これから具体的な実施編、政策編が出てくるための基になるものだろうと思います。今日の御意見、これまでの御意見、また県民に広く意見を集めながら、このビジョンを完全なものに、実現できるものにしていただきたいと思います。以上でこの審議を打ち切ってよろしいでしょうか。では、林務長から一言。

林務長：

たくさんの御意見、ありがとうございました。今回ビジョンということで、大筋の方向性をお見せしたということで、山梨県の林業・木材産業はこういう方向に向かって行く、というものが今回のビジョンの主旨でございます。先ほどの事務局からの説明で、優先順位云々とありましたが、予算化の中で優先順位を付けて、施策として完全に実効性があるものとして組んでいきます。そのバックボーンになるものが今回のビジョンであり、さらに言えば「ダイナミックやまなし総合計画」がまさしくそれですので、そう御理解いただければと思います。そういう意味では、もっとわかりやすい表現にする、というのはたいへん重要だと思います。我々はどちらかと言えば専門用語をそのまま入れているところがありますので、県民の皆さんにわかりやすく伝えるということであれば、例えば用語集を作るとか、先ほど言われた「水はどのような役割を果たしているのですか」、「森林はどのような役割を果たしているのですか」というようなものを、折々に入れて工夫したいと思いますので、今後も御意見があれば言っていただきたいと思います。

議長：

今まで論じてきたこと、これから出そうとしていることは、山梨県の森林・林業の課題だと思います。課題であるし、またここに盛り込まれていることは、要するにビジョンです、夢でもあると思いますので、県民にとって、夢が膨らんでいくようなビジョンにさせていただきたいと議長からお願いをして、この場を閉じさせていただきたいと思います。

次に移ります。「第3次の県有林管理計画の策定について」を議題にします。事務局、説明をお願いします。

事務局（県有林課長）：

県有林課長です。説明をさせていただきます。

（【資料6】第3次県有林管理計画」の策定について、により説明）

議長：

以上で説明が終わりました。第3次の県有林管理計画の概要について、説明していただいた訳ですが、これについて何か意見、質問はございますか。

委員：

2点あります。7ページにあるキーワード1の「材」について、東京五輪というものを一つの視野に入れて計画する訳ですが、東京五輪は2020年で5年後です。早急にしなければならないので、時間的な優先順位としては一番初めに、全国一の森林・県有林を持っている山梨県ですので、出遅れることがないようにお願いしたいということが1点。それからキーワード3の「場」です。先ほどもジビエの話が出ていましたが、「ジビエ」と「ベリーA」と「森」といえば、ものすごくわくわくするようなキーワードになってきますので、みんなが「ああ、そうだね。」と言うような発想をもって、この「場」の提案というのを具体的な計画の中に盛り込んで、実行できるような支援、人的支援、技術的な支援、金銭的な支援など、東京五輪とも兼ね合わせた計画というものを、ぜひ具体的に進めていってほしいと思います。

議長：

要望ということで良いですね。他にございますか。 委員。

委員：

県有林の概要の中に天然林と人工林のグラフがあって、そのグラフの内側に公益林と経済林の数字が一緒になっているのですが、天然林の中にも経済林があるのでしょうか。もしあるとすれば、付加価値が付けられるようなファクターがあるのかどうか、お聞かせください。

事務局：

天然林の中にも薪炭林と言って、炭を焼くために使ったり、しいたけのホダ木や用材として利用しているものがあり、こういったものは、経済林としています。

委員：

銘木というような形でブランドを付けて売れるような樹種ではないのでしょうか。

事務局：

有用広葉樹の造林も行っておりまして、これは天然林の区分とは違うのですが、先ほどの2ページの県有林の概要という円グラフがあり、右側に人工林面積があって、そのうち広葉樹が7%となっていますが、こういうところではケヤキなどを植栽して、将来、長伐期で銘木として収穫するというような取組も進めているところです。

委員：

天然林の中の経済林のことをお聞きしたかった。樹齢として100年生のものがあるならば、山梨の木として、シンボリックな存在として売り出すことが可能ではないかと思います。

事務局：

持続的な森林経営が重要なので、場所にもよりますが、貴重な大きな木を人工林のように伐ってしまえば1回で終わってしまうというところもあるので、択伐によって、広葉樹の生産を行っているところです。

議長：

他にいかがですか。 委員。

委員：

「場」のところに、都市住民との交流ということで「保健休養機能を活用し」と、それだけしか注目していないのですが、まだ他にもいろいろなことがあると思います。例えばエコツーリズムとか、里山の観光ルートと連結させるなどです。今まで森林の、特に予算の方ですが、一番大きかったのはやはり林業の整備だと思います。私達の普通の感覚でいくと、どう考えたら良いかわからないくらいたくさんのお金が、ずっと林業整備に使われてきたと思います。それは大事なことです。今、この時代の流れを見ていくと、山梨の場合、観光や富士山、それからエコパーク等海外を含めて大勢の人を呼び込める時期になってきました。そうやってきたところで、やはり森林というものをどう考えるのか、上の方の頭の切り換えが必要な気が致します。その辺も含めて、これからのことを進めていただければありがたいと思います。

議長：

要望でよろしいですか。他にいかがでしょうか。 委員。

委員：

県有林ということですが、私は恩賜林と言う方が、何か親しみがありません。近くの方が「それじゃ、恩賜林に行って」と言うように、呼び名になっています。「恩賜」という呼び名をどこかに付け加えるような、「恩賜県有財産」とか、どのような呼び方が元々は正しいのでしょうか。恩賜

林という呼び名になると何か親しみが出てくるのですが、その辺はいかがでしょうか。

事務局：

「恩賜県有財産管理条例」という条例で、県有林を管理しておりますので、正式に言えば「恩賜県有財産」ということになります。恩賜林という名前は、御下賜いただいた感謝を込めて広く呼ばれておりまして、この建物の名前も「恩賜林記念館」です。そのような形でいろいろな場面で使われているし、今後も使っていきたいと思っております。

委員：

では、これは「第3次恩賜県有財産管理計画」ということですか。

事務局：

計画の名称は「県有林管理計画」になるのですが、その中で、なぜ恩賜林というものが県にこれだけあるのかということを書いていきたいと思っております。

林務長：

【資料6】P1の下に出ていますけれども、「明治44年3月に御下賜された御料地を基に」と書いているのは、すべてが御下賜された森林ではなく、その後購入したところも含めて県有林として管理するというので、「県有林管理計画」という名前を付けております。ただ、先ほど課長から御説明しましたように、県有林の管理は、恩賜県有財産管理条例で全部管理をしております。そういう意味では、「恩賜林」という言葉がそこには入ってきますが、計画自体は、厳密に言うと恩賜林以外も含まれておりますので、「県有林管理計画」として位置づけております。

議長：

それでは、第3次県有林管理計画の策定については、よろしいでしょうか。皆さんの貴重な意見を、内容に反映していただきたいと思います。

それでは以上で今日の議題を終わりますが、委員の方から何かありますでしょうか。

無ければ、以上で議事を閉じさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会：

長時間にわたりご審議をいただきましてありがとうございました。これをもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。

以上